

九手連広報紙

はっけん

2008. 11月発行

≪ 掲載内容 ≫

- ・ 第57回全九州ろうあ者大会
- ・ 第36回全九州手話通訳者研修会

9月6日・7日、熊本市において標記の大会と研修会が開催されました。併催になって5回目となった今年は九州各県から1000名以上の参加がありました。各分科会の様子を参加者に紹介して貰いました。



共通講座

テーマ 「権利条約を国内で生かすには今後どのようにすべきか？」

講師 東 俊裕氏

2006年12月国連総会で「障害者の権利条約」が採択され、翌2007年9月、日本政府はそれに署名しました。今年2008年約20カ国が批准しましたが日本は未だです。東氏は国連障害者の権利条約日本政府団顧問（第2回～8回）の弁護士として批准に向け、また国内法を充実させるために活動されています。車椅子の利用者としての体

験も踏まえ、講演では「差別禁止法」の意義、障害者の人権について考えるべき事例をあげられました。

保護されることが当然とされてきた日本では、障害は福祉の問題であり、黒人差別などの人権問題を乗り越えてきたアメリカとは考え方が異なります。リハビリでは「原因を取り除く」ために、「がんばってください」といわれ続けますが、「がんばって乗り越える」問題ではなく、障害があっても自分の思いで生活できる社会でありたいのです。

例えば、ろう者が手話通訳者を連れて行くのではなく、手話通訳者が常駐する社会であるはずで、通訳者は聞こえない人たちのためだけでなく、ろう者に伝えたい健聴の人のためにもあるのです。また、「津波が来た」という情報はろう者には伝わりにくい、車椅子利用者にはその情報が伝わっても動けない、また知的障害者は聞こえ、動けるがその意味を理解できないかもしれません。誰かが守ってくれる、生命を保持してくれると受身の姿勢でいるのではなく、どんな人にも住みやすい国になるために、権利条約批准に向けて合理的配慮のある国内法が促進するよう障害の種類、程度を超えて一つとならなくてはなりません。

28年前のアメリカのディズニールンドでは、すでに道路やスロープが整備され、障害のある人たちも自由に行動していたことを思い出しました。私は日本でも障害のある人たちがもっと街に出て活気のある国になるよう、この条約の批准の前にしっかりと国内法が私たちの考えの下に制定されるよう努力しなければならないことを強

く感じました。「福祉」の観点ではなく「人権」をもとめてこれから内容のある法律が制定されるよう意識をもって取り組んで行きましょう。

(福岡県 田和瀬ひとみ)

第 57 回全九州ろうあ者大会

ろう運動・手話

- 「自立支援法と聴覚障害者の問題」
講師 安藤 豊喜 氏



- 施行から 3 年後の見直しの時期が近づいている今、現状ではろう者にとっての弊害は大きくないが、日身連・日盲連など他機関と連携をもったの対策が必要。
- 見直し策に要望する内容を実現するには、現在の 3 倍の予算が必要であるが、人口減少、若年問題、自然災害の被害増大など、現状では予算確保が非常に困難。
- 国連・障害者権利条約の批准、国内法の見直しとの関連で対応していくことも課題。

自立支援法ができるまでの 1990 年代からの流れ、自立支援法がもたらした弊害、今後の見直しについて、首相へ対するユーモアも含めながらのご講演でした。

- 「いま、私たちにできることは何か」
講師 富永 君代 氏
自立支援法の開始から現在までの、

長崎県内の動きについて、対馬での手話通訳派遣事業有料化問題、対馬への支援と取り組みを中心にご講演がありました。

- 離島が多いけれども、島に一人でもろう者が居れば、その人のことを考える。
- 自分たちでお金を作る、行政にお金を出させる、工夫と努力が必要
- 知る・学ぶ→考える→行動する＝ろう運動

ろう者と健聴者がともに話し、学び、考え、行動することの大切さを感じさせていただけました。

(福岡県 新宮手話の会 村上奈津江)

福祉・労働

～ストレス社会とメンタルヘルスとは～

講師：琵琶湖病院 精神科医師 藤田保氏
「ストレス社会とメンタルヘルスとは」

講師：認定心理士 甲斐更紗氏
「どのようにして対応すべきか」



まず前半は、藤田氏の講演でした。「ストレス社会」などと言われる近年、ストレスの原因は？その対処法は？うつになり易い性格とは？…などのお話がありました。

藤田氏が勤務する琵琶湖病院は聴覚障害外来をされていて、患者が一番理解できるコミュニケーション方法で診察されており、関東や九州からの外来もあるとのことでした。

た。ストレスに関連した受診、人間関係を原因としたものが多いそうです。「医療のレベルが高いわけではない。聞こえない患者への配慮をしているだけ」とおっしゃる藤田氏の言葉が心に響きました。患者への配慮。当たり前のように、そうではないことも多い現実。聴覚障害者がコミュニケーションに悩むことなく受診ができるためにも聴覚障害外来が広がって欲しいと思います。精神科の病気にならないポイントは「自分に自信を持ち、ストレスとうまく付き合う」との事なのだそうですが、そうはいってもなかなか難しい…と思っていたところ、「グチを言える（相談できる）人が居ることが大切。アドバイスがなくても良い、グチが言えるだけでも支援となる」とのお言葉。友人をもっと大切にしなければ、と心に強く思いました。



後半は、甲斐氏の講演でした。印象に残ったのは、ろう学校では自分で考え、主体性を持って行動することが少ないのではないか（自分が何をしているのか理解しないまま行動しているのではないか）、コミュニケーション不足のために自分の気持ちや体験を他者に話す経験が少ないのではないか。しかしながら、会社では自分で考え、仕事をしなければならないが、それまでは自分で考える経験が乏しいため何をしたらいいのかわからない、それを周囲から何もできないなどと言われてしまい、自尊心が傷つけられていることがあるとお話でした。カウンセリングの際には自分の気持ちを絵に描いてみたり、幼いころにやったことを改めて経験してみたりしているそうです。

その後、「楽しかった」「短い時間でも自分がゆったり過ごせることの大切さに気が付いた」などの感想があったとのこと。

「過去の事実は変えられないが、過去の事実に対する見方は変えられる、これからの事は変えられる」との言葉は、弱い自分を認め、前向きになる勇気をもらえたような気がします。

（佐賀県 村田三枝）

福祉・労働

研修会は『福祉・労働』に参加した。この分科会では、藤田医師と甲斐さんから、現在の社会情勢から起きている聴覚障害者の精神的障害・うつ病等の発生原因、その対処法について学んだ。

’90年のバブル経済崩壊以降、成果主義、年功序列制の廃止、非正規雇用、リストラ、IT化の促進などにより働くものにとって様々な格差が生じるようになった。それに伴い、精神的障害やうつ病が増えてきている。聴覚障害者も同様である。



藤田医師の勤める琵琶湖病院聴覚障害者外来でも、そうした悩みを抱える受診者が増えてきている。

職場においては、仕事量が多いか・自分の考えで仕事ができているか・支援があるか・報われているか等で本人に係るストレスが変わってくる。

また性格によりストレスの感じ方も違う。自分はどのような性格なのか、どのように感じるかを自分でチェックできることも大切である。そして、まわりにどれだけたく

さんの援助者をもてるか（愚痴をこぼせる相手がいるか）も自分を守るうえで必要なことである。また周りの人間も本人のサインに気づきサポートできるかで病気を早期に発見・治療・再発予防することができる。



甲斐さんは、心理療法士であり、これまでカウンセリングをしてきた中からどのような対処法があるかを話された。聴覚障害者は人からさせられることばかりで自分から何かをする経験が乏しい。そのため、伝えあいたいという気持ちが育たない。そして、伝えることで発散したり、考えを整理したりすることが出来ない。まず、グループの中で自分を表現することで分かってもらうことから始め、自分の過去・現在・未来を見つめ、客観的に見つめられるようにする。過去は変えられないが自分は、変えていける。

周囲も関係機関が共通の理解をもち、幅広く連帯しあって援助していくことが大切であると語られた。今後、さらに自分のできることは何なのかもっと学び、援助できる部分を増やせればと思った。参加できてよかった。

（鹿児島県 久保幸子）

高齢

テーマ 「裁判員制度と裁判員制度で使われる言葉」

私は、高齢分科会を受講しました。内容は、『裁判員制度と裁判員制度で使われる言葉』で、講師は富野二紀（とみの つぐのり）氏でした。



始めに来年、平成 21 年 5 月 21 日にはスタートされる、裁判員制度とはなにか！をテーマに『選ばれ、そして見えてきたもの、裁判員』を題材とした短編映画が、字幕そして手話通訳付きで上映されました。その後、内容について実に細かく丁寧な分析説明が行われました。実際に選ばれる方たちは、20 歳以上の成人者です。

我々国民は、選ばれた以上、その義務を果たすべく協力を惜しんではなりません。止むを得ない事情がある人には、裁判官の判断で免れる事が出来るそうです。現実には近づきつつあります。

大分県では、裁判員として選ばれる対象者は、2, 400 人（その中で、ろう者は 2 人程度）との試算が出ています。いつ、（選ばれたよ）との通知が来ても、慌てないよう、勉強が必要なのではないかと考えさせられました。

もちろん、対象者数は、1 年間の総数であり、ろう者の時は、手話通訳者、要約筆記者、共につきます。また、選ばれる方法は、くじ引きだそうです。又、裁判所では、説明会には積極的に出向いてくれるとのことでした。

…人の犯罪を裁く難しさ、刑罰を決める責任の重さ、情状酌量をどう判断するか、いろいろ考えさせられた一日でした。

（大分県 緒方 章）

高齢

今回、初めて高齢者分科会に参加しました。テーマが「裁判員制度と裁判委員制度

で使われる言葉」に興味を持ったからです。平成21年度から実施される制度のせいか参加者97名と一番多い分科会だったようです。

まず、裁判員制度が始まるまでのスケジュールについて説明があり、映画の上映「裁判員制度～選ばれそして見えてきたもの～」がありました。以前テレビで同じものを見たような気がしましたが。



内容は、裁判員制度とは？私たち一般国民が地方裁判所で行われる重大な刑事事件の裁判に参加し被告人が有罪か無罪かを判断し有罪の場合は、どのような刑罰にするかを裁判官と一緒に決める。

裁判員はどのようにして選ばれる？各地方裁判所ごとに選挙人名簿からクジで翌年の裁判員候補者を選び、候補者に通知・調査票が送られる。裁判員になれない人・辞退できる人など様々な条件をクリアした人が最終的に1裁判に、裁判員6人・数人の補充要員が決定される。

裁判員制度の目的—裁判に対する国民の理解を深め、国民の信頼を向上させる。裁判にかかる時間を短縮する。

聴覚障害者が裁判員に選ばれる確立は1000人に1人で長崎県の場合試算では2人が候補に上がるという話でした。聴覚障害者の参加については要望があった場合、裁判所に来てもらう日から手話通訳者や要約筆記者を準備する。ただし、裁判で、証拠として録音テープなどを聞くことが事実かどうかを判断する時に必要な場合は、裁判員になることが出来ないこともあるが、出来るだけ不自由のないように配慮する。と

ある。疑問が1つ、要望がなければ準備しないの？

以上、記憶に残ったことを書いてみました。
(長崎県 谷脇章子)

女性

講師は(社)大阪聴覚障害者協会会長の清田 廣氏。冒頭に女性がしっかりしないと家庭も不安定。ろう連の理事も女性部長の実で寂しいです。しっかり勉強して今後の活動に活かして欲しいと激励の言葉で始まった。講演のテーマは「これからのろうあ運動の取り組み～自覚して活動を～」。先ずこれまでのろうあ運動の歴史を深く知り、理解することの大切さを語った。

昭和40年以前のろうあ者の立場はどうだったのか。生活環境、教育、仕事など。ろうあ運動もスローガンを掲げるだけ。昭和39年頃大学にろうあ者が入学したのをきっかけに、ろうあ運動が差別を無くす方向へと進む。若者が立ち上がり昭和40年青年部設立へと。第1回会議は京都で開催され、仕事などの不満から差別を無くす声が上がった。ろうあ運動では”差別“はタブーとされていた。連盟幹部からお叱りを受けたがその後承認され、差別を無くし生活と権利を守る運動へと変貌していく。より具体的に歴史の深さを感じた。

福祉の話では日本の福祉は申請する福祉なので、要望しないと獲得出来ない、政府は社会の状態を見据えながら変えていく。だから運動が大切で、会員の減少は運動にも影響し弱くなると。

これからのろうあ運動の取り組みはろうあ者の立場でどう訴えていくのか、これまでのやり方では難しい。例えば差別改正法で職業選択の幅は拡大し若者も夢を持てるようになったが勉強の保障など環境が整っていない。ろうあ者として何が変わえられるか、賢い判断が必要であると力強い言葉でした。さいごにろうあ者も他の障害を支援することで、社会にアピールすることも大

切です。そして女性も力をつけて頑張ってくださいと声援を送られた。話の中では大阪の取り組みの紹介もあり活発な運動の一端を知る事ができた。講師の手から語られる話は運動の成果と自信に満ちた顔で圧倒された。

長崎県 金澤幸子)

青年

テーマ 青年部活動と出産育児を両立していくには

講師 蓮田 太二氏

最初に、講演「こうのとりのゆりかご（赤ちゃんポスト）について」がありました。第一部は、「こうのとりのゆりかご」の設置に関するDVD鑑賞と蓮田太二氏（慈恵病院医師）の講演、第二部は、田尻由貴子氏（看護部長）の講演で、内容は、設置の経緯、視察したドイツでの赤ちゃん保護の取り組みについて、事例報告、相談件数など様々なデータ紹介でした。

設置のきっかけは、熊本で起こった新生児遺棄、殺害等の事件でした。「ゆりかご」の目的は、赤ちゃんを捨てることの推奨では無く、二度と事件が起こらぬように「ゆりかご」が最後の砦となることであり、このような事態を避けるべく24時間事前無料相談に一番力を入れている、との事でした。設置後の相談件数は20倍以上に急増したそうです。また中学校、高校等に年間50件の出前講演会を行っており、「いのち」を大切にすの思いが伝わりました。

後半は、「青年部活動と出産育児を両立していくには」というテーマで、岡本泰典さん（熊本県ろう者福祉協会）は夫の立場から、溝ノ口昌代さん（宮崎県聴覚障害者協会）は妻の立場から講演されました。青年部に入ったきっかけや、家族、出産のこと、育児と活動との両立等について、お話を聞き、溝ノ口さんの夫の光輝さんもお話しされました。出産・育児の両立については、家族や周囲の協力、そして夫婦や仲間

との絆が一番大切なのだとよくわかりました。

青年部では、若い世代に活動する人がいない、育児で忙しく活動できないという問題を抱えており、これは、サークル会員の高齢化、若い世代の不足、家庭・仕事の両立が難しい、といった問題を抱える私達サークル活動の運営にも通じます。このお二人の講演を参考に、周囲の協力のもと、会員が互いに助け合い役割分担しながら、サークル活動ができれば良いなあ思いました。今回の分科会は、熊本だからこそ実現できた、素晴らしいもので、大変勉強になりました。

(宮崎県 清武手話サークル 嶋田智子)

第36回全九州手話通訳者研修会

第1講座

①「自立支援法」を考える

講師：古川 克介氏

(地域活動センター「フロンティア」代表)

ご自身が車いすで生活をされていて、体験や考えを話されました。笑ってしまう時があれば、様々な問題点を鋭く指摘されたり、ずっと話に引き込まれていました。

「障害のことを理解してからでは遅かったり、理解していたつもりでも考えが浅かったということがある。分からない事を楽しんでいくことが大事。」ということや、障害者の自立とは「主体的にやりたいことをする。介助者のことを含めて行動に責任を持つ。」とおっしゃいました。そして、「自分ですることがよいことであり、出来ないことをお願いする。」という言葉聞き、相手の気持ちを考えた適切な支援と障害者自身が考える自立に向けた支援の要請とが一致する福祉が重要だと思いました。

②「聴覚障害者の福祉施設の今」

講師：近藤 幸一氏

(京都 いこいの村所長)

施設で生活するろう重複者などを「利用者」とではなく“仲間”と呼ばれており、終始、優しくて熱意のある人柄を感じる講義でした。

現在の福祉政策では重複障害者に応じた支援が少なく、特にろう重複者や盲重複者は人数が少ないため、施設所在地外の出身が多く、支援内容がそれぞれ異なっている市町村へ課題を出しにくいという特徴的な問題があるそうです。

最後に、援助する側、される側をしっかりと意識することが大事だとおっしゃいました。「聞こえる」ことを自覚すると、責任を持って支援ができるのと同時に、聞こえない方から力を借りることを当然のことと考えることができます。また、立場を自覚してゆるぎない姿勢をつくることが重要であるという言葉いただきました。

(佐賀県 唐津手話の会 吉田智穂)

第三講座

第三講座は、「ろう者が望む手話サークル活動について」と題して伊藤行夫氏のご講演と「頸肩腕検診を勝ち取ったサークル活動」と題して瀬口和子氏のご講演されました。



私は、同じ大分ということで、勝手ながら瀬口さんの講演内容を中心にお伝えしたいと思います。瀬口氏のご講演では、ご自身の手話との出会いからサークル活動、手話通訳者としての活動等を含め、行政から

頸肩腕検診を勝ち取った経緯をお話いただきました。最初に驚いたのは、所属されている中津手話サークル「さつき」の活動が活発であるということでした。地区聴障協とはもちろん、他のボランティア団体との交流も積極的に行っており、おにぎりを通して聴覚障害者と視覚障害者との交流会を行うなどアイデアあふれる活動も行っています。その活発な活動の中で、行政に対して頸肩腕検診の必要性を訴えていき、「頸肩腕症候群」について学び、検診方法について学び、検診を行う医療機関に対しても要望をだし、認めてもらうという結果を出しています。瀬口さんのサークルを引っ張る統率力もありますが、サークル会員一人一人が、意識を持ち、一丸となって活動を行っている、団結力を強く感じました。最後に『聴障者と共に**気づき**、共に**築**いて行こう！』とこれからのサークルのスローガンをお話いただきました。笑って終わりたいとの瀬口さんの希望で、応援(?)に来ていた中津手話サークル「さつき」のメンバーが壇上にあがり、「めじろんダンス」(今年は大分で国体、全国障害者スポーツ大会が行われました。そのマスコットキャラクターの踊りです)を披露!その場にいた大分県からの参加者も一緒に踊り、最後は、会場全員が♪め〜じろん♪め〜じろん♪と楽しく笑顔の中で終わりました。



(大分県 武原孝司)

研修会の報告は以上です。その他交流会・9月7日の様子を写真でご覧ください。



編集後記

今年の大会は、併催になって初めて、始めと終わりが一緒にできてよかったですね。原稿提出に協力していただいた皆様ありがとうございました。当初全講座を掲載使用と思って依頼しましたが、希望どうりに行きませんでした。なかなか難しいものですね。それでも、何とか紙面を埋めることができ、最終目標日までに編集することができました。感謝します。次回はもっといい紙面が作れるよう依頼の方法を考えたいと思っています。

A.T

九州手話サークル連絡協議会

(事務局) 〒 866-0892
熊本県八代市古閑下町 1717-43
前淵 洋一 TEL 0956-35-2653

発行責任者 中元 教博
広報担当 谷脇 章子(長崎)
発行月日 平成 20 年 11 月 25 日